

第201500137600号
平成27年12月10日

田後漁業協同組合代表理事組合長
鳥取県漁業協同組合代表理事組合長 (各支所)
中部漁業協同組合代表理事組合長
赤碕町漁業協同組合代表理事組合長
米子市漁業協同組合代表理事組合長

様

鳥取県農林水産部水産振興局水産課長



太平洋クロマグロ漁業の漁獲自粛について (通知)

太平洋クロマグロの資源管理については、関係者すべてが協力して取り組む必要があり、我が国においても水産庁が未成魚(30kg未満)漁獲量の半減等の取組手法を示しています。

その中で、平成27年1月から平成28年6月までの本県の漁獲管理上の目安である2.1トンに対し、漁獲実績は平成27年12月8日現在で約1.4トンに達し、漁獲制限上限に達する恐れがあります。

このため、これまでの漁獲量等を勘案し、曳き縄による太平洋クロマグロ未成魚(30kg未満)の漁獲について自粛を要請することとしました。(他の漁法についても、今後の漁獲状況によっては自粛を要請することがあります。)

各漁協(支所)におかれましては、趣旨をご理解のうえ関係組合員へ周知するなど、自粛の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

(担当)

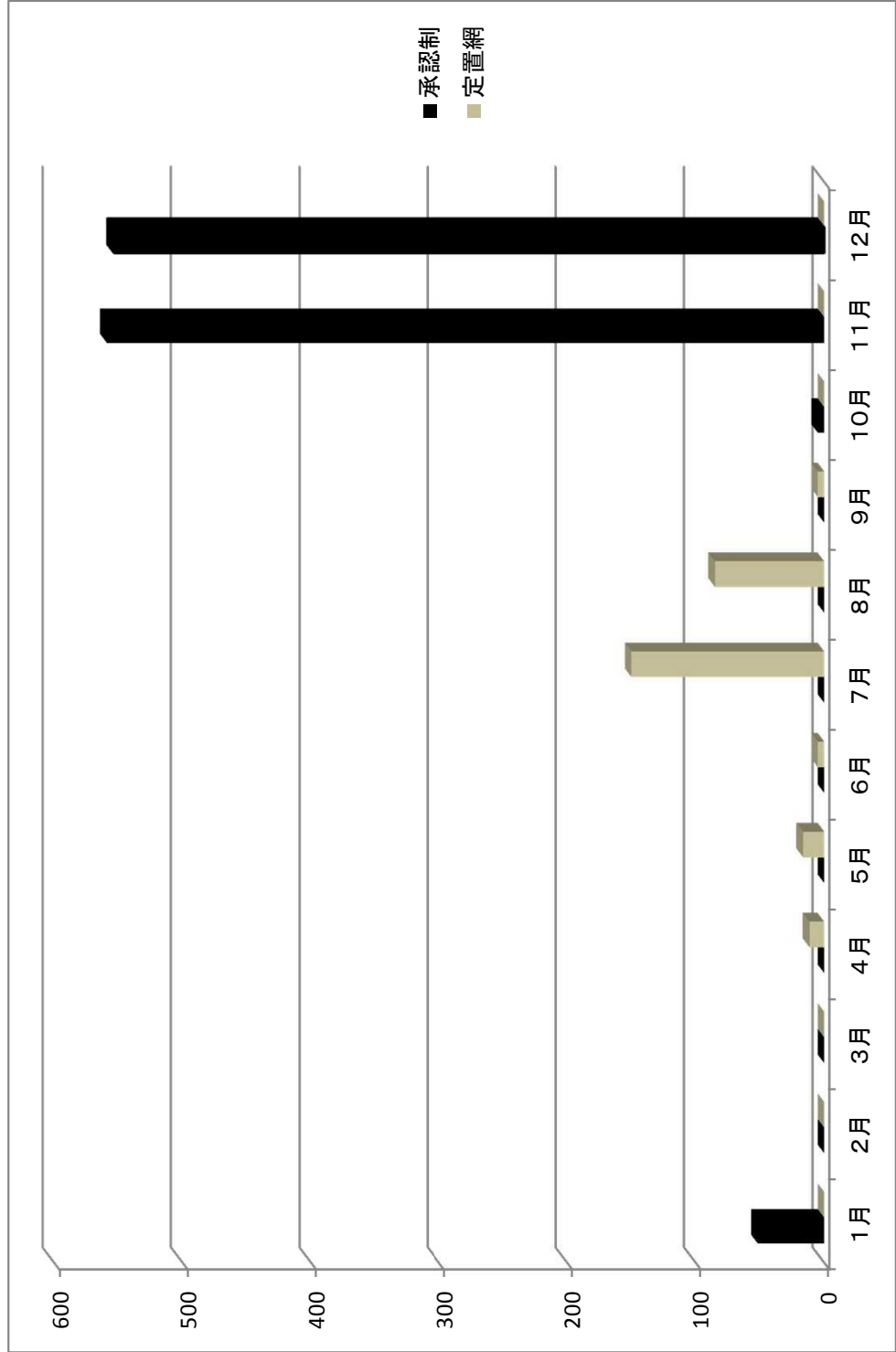
漁業調整担当 難波 太田

(電話 0857-26-7339)

平成27年鳥取県沿岸クロマグロ漁獲量

単位: kg

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
承認制	52	0	0	0	0	0	0	0	0	5	559	554	1,169
定置網	0	0	0	12	17	5	150	85	5	0	0	0	273
計	52	0	0	12	17	5	150	85	5	5	559	554	1,442



くろまぐろ型TAC試行の検討について

(平成28年1月4日付水産庁資源管理部長通知より抜粋)

- 1 第1管理期間(※)を通じた漁獲管理の課題としては、
 - (1)国際約束である漁獲上限等の遵守の確保が求められる中、当該遵守措置の内容は、今後国際的な資源評価の結果により定期的に見直される可能性があることを前提に国内管理を徹底する必要があること、
 - (2)クロマグロは多くの漁法で漁獲され漁場の偏りも大きい中で、関係者間の公平性・透明性を確保し迅速かつ確実な漁獲量の把握が必要であること、
などが上げられます。
- 2 このことから、我が国漁獲上限の遵守・徹底を図っていくためには、法令に基づく数量管理を検討していく必要があり、現行の漁獲可能量制度を活用した「くろまぐろ型TAC」の検討を進め、具体的な事例検討を図る観点から平成28年7月より試行します。
- 3 具体的な進め方としては、
 - (1)国の水産政策審議会資源管理分科会や各都道府県における海区漁業調整委員会等の御意見を伺いながら、試行にむけて、国の基本計画案、各都道府県計画案の作成を進めます(平成28年5月から6月を目途)。
 - (2)また、くろまぐろ型TACの特徴と数量管理上の注意事項をまとめたガイドラインを別途取りまとめます。

※

第1管理期間は平成27年1月1日～平成28年6月30日の1年6ヶ月

第2管理期間は平成28年7月1日～平成29年6月30日の1年